

令和7年度 社会福祉法人長生園事業計画

1) 法人

本園は今年創設69周年を迎えます。その間、多くの高齢者とその家族、地域を支えてまいりました。そしてまた、多くの関係者に見守られて運営してまいりました。昨今介護を取り巻く環境が社会情勢により大きな影響を受け続けており、この多様な状況に対応し運営をし続けていかなければなりません。これから時代に合わせてどう変化していくのか。ご利用者様のニーズはもちろんのこと、ここで働く職員の物心両面の豊かさ、良好な人間関係と高業績が両立する経営、働きやすい環境を整えていくことが求められています。今後も、私たちは『和み、尊厳、安心』の理念のもと、ビジョンである『縁ある人を幸せに導く』という目的から一貫性をもって取り組み、組織は個人の集合体であるように、一人ひとりが責任を持ち、良いところを出し合い、協力し、人を大切にする文化を構築してまいります。

◎少子高齢化の進行と介護ニーズの増加

日本における高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）は、2023年時点で29%に達しており、高齢化が進行しています。特に2025年の今年は、団塊の世代（約800万人）が75歳以上の後期高齢者となる「2025年問題」が現実化します。これに伴い、介護サービスの需要が拡大し、施設・在宅介護の両面での充実が求められています。当園においても、入所者の増加や要介護度の高い方への対応強化が重要な課題となっています。また、在宅介護を支える家族も減少しており、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が問題となってきています。

◎人材不足と介護現場の労働環境

現在、日本の介護業界では深刻な人材不足が続いているおり、2025年には約32万人介護職員が不足すると推計されています（厚生労働省）。特に地方においては介護職員の確保が大きな課題となっています。政府による介護報酬の改定や外国人技能実習生・特定技能制度の活用などの動きがあるものの、現場の負担軽減や働きやすい環境の整備が求められています。当園としても、職員の定着率向上や研修制度の充実に努めることが必要です。

◎デジタル技術の進展と介護DX（デジタルトランスフォーメーション）

ICT（情報通信技術）やAIの進歩により、介護現場においても業務の効率化が進んでいます。見守りシステム、介護記録の電子化、ロボット介護の導入など、デジタル技術の活用が求められる時代となっています。当園としても、最新技術の活用による業務負担の軽減やサービス向上を検討していく必要があります。

◎ 感染症対策と安全管理

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、介護施設における感染症対策は引き続き重要なテーマとなっています。ワクチン接種の推進、衛生管理の強化、面会制限の適切な運用など、感染拡大防止と利用者の生活の質の維持の両立が求められます。当園においても、引き続き安全な環境づくりに努めることが不可欠です。

◎ 地域包括ケアシステムの推進

厚生労働省は「地域包括ケアシステム」（高齢者が住み慣れた地域で最後まで生活できるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する仕組み）の実現を目指し、支援する方針を掲げています。当園としても、地域の医療機関・福祉施設・行政との連携を強化し、包括的な支援体制を構築することが求められます。

(基本方針)

社会福祉法人長生園は、高齢者の尊厳を守り、安全で快適な生活環境を提供することを使命とし、地域社会と連携しながら質の高い福祉サービスの提供を目指します。本年度は、施設運営の充実、職員の育成、地域との連携強化を重点的に取り組みます。

(事業計画)

(1) 運営基盤の安定強化について

- ア 高齢化に伴う介護ニーズへの変化の対応（要介護者の増加、認知症ケアの充実）など地域高齢者福祉の貢献と各事業所の利用稼働率の向上に努める。
- イ 経営改善計画に基づき、運営基盤・財務管理の強化や運営の合理化・効率化など（施設の運営費用見直しとコスト削減）を引き続き実施していく。
- ウ 人軸経営の実施（人を大切にする文化をつくる）のため、組織図の見直しを図り、一人ひとりの良いところを出し合える仕組みを構築する。
- エ 部長会議・主管部会議・管理職会議などを充実させ、各施設の運営状況や課題を共有し対策に努める。
- オ 経営指針手帳（クレド）を作り、行動指針や価値観を具体的に示し、職員が日常的にどのように行動すべきかを明確にする。定期的に研修等で活用し、理念浸透経営をする。
- カ マネジメント研修やリーダー研修、選択理論心理学（脳のメカニズムを紐解いた人間関係を良くする心理学）の研修を行い、人を大切にする文化をつくる。

(2) 人材確保と育成強化

- ア 就活セミナー、SNS（ホームページやインスタグラム等）、口コミ、職員からの紹介、外国人介護職員（EPA（経済連携協定）・特定技能制度による技能実習生）の採用、地元の学校、専門学校など積極的な人材確保に取り組む。
- イ 福利厚生の充実（職員のメンタルヘルス支援・キャリアパスの明確化）を図る。
- ウ 研修制度のスキルアップの充実（認知症ケア・医療的ケア・口腔ケア・虐待ケア研修など）を図る。

- エ 新人採用・中途採用等、新人職員へのアシスタント係をつくり育成を図る。
- オ 定例衛生委員会を開催し、産業医辰巳院長より職員の健康面のご指導を仰ぐ。また、メンタルヘルス・ストレス診断や医療に関するご助言をいただき職場環境を整える。
- カ 定例給食委員会を開催し、直営化された給食業務について、各事業所との連携を図り安心・安全に提供できるよう図る。

(3) 介護DX（デジタルインフォメーション）化の推進

- ア 介護現場における負担軽減と業務の効率化を図るため、ICT技術の導入に取り組む。電子記録システム（介護記録のデジタル化により、記録業務の負担を軽減）や見守りセンサー・AIカメラの導入などで入居者の異常をリアルタイムで検知し、転倒・事故防止に貢献する。
- イ DX化推進には初期コストや職員のITリテラシー（情報技術）向上などの課題があるので、費用対効果を考慮しつつ段階的に導入していく。

(4) 感染症対策と安全管理

- ア 新型コロナウイルスの流行を受け、感染症対策の重要性を再認識し、今後の感染症対策に注力する。具体的には、各事業所における感染症対策マニュアルの見直し、ワクチン接種の継続的な推奨（ご利用者様）、非常時の対応計画（クラスター発生時）など。
- イ ご家族様との交流機会を維持するため、感染症に注意しながら、面会や、オンライン面会の充実を図る。
- ウ 施設管理課の日常点検や、施設管理委託業者の定期点検を通じ、老朽化設備機器などの更新・修繕・購入を長期的視野に立って計画的に行う。
- エ 自然災害が発生した場合、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する。また、地域とも連携し防災の情報を共有、防災訓練など実施する。

(5) 地域包括ケアシステムの推奨と地域連携の強化

- ア 地域包括ケアシステムとの連携を強化する（行政・医療機関・他施設との協力）。
- イ 地域住民向けの介護予防講座や交流イベントを開催する。
- ウ ボランティア活動の促進と受け入れ体制の整備を図る。
- エ 地元の小学校や中学校、各種団体、スポーツ少年団との連携を図り、積極的に交流会を実施し地域貢献を図る。

(6) サービスの質の向上

- ア 安心・安全・快適な生活環境をつくるため、定期的に満足度アンケートの実施とフィードバックの反映をする。
- イ 介護サービスの見直しと個別プランの充実を図る。

地域社会とともに歩む法人として、ご利用者様・職員・地域住民すべてにとって安心・安全な環境を提供できるよう取り組んでまいります。

2) 各施設

特別養護老人ホーム長生園

(基本方針)

身体的・精神的な障害により常時介護を必要とするご利用者様が「終の棲家」としてやむを得なく入所された、そのご利用者様本位の視点に立ち、入所前の生活状況や環境を踏まえ、法人の理念である「和み・尊厳・安心」に基づき、個々の意思や人格を尊重し、可能な限り在宅復帰できることを念頭に、その人が有する身体機能の維持に努めながら、自立を目的とした総合ケアとして施設サービス計画を立案し、介護サービスを提供しながら安定した施設生活が送れるよう支援を行う。

(中長期計画)

(1) 人材確保

- ア 就職希望者が減少しており人材確保が難しくなってきている。今後、福祉科のある学校を重点に訪問並びに求人票の提出を行う。また、就職希望者が求めるものをあらゆる角度から分析し、人材確保に努力する。
- イ 介護職員と看護職員で3対1の配置基準（常勤換算数9.6・7）となっているが、令和8年度から介護職員のみで基準が満たせるように努力する。

(2) 各種加算の継続と取得

介護老人福祉施設における各種（体制・発生）加算の継続を行い、令和10年までに一つでも新たな加算取得が出来るよう体制を整える。

(3) 地域福祉の推進

- ア 多くの自然災害が発生しており、万が一の災害に備え緊急対応が必要とされる要介護者を南丹市の依頼に基づき、各関係機関との連携を密に当園の空床を利用し可能な限り受け入れを行う。
- イ 周辺地域の情報を収集し、地域が求める事業交流・展開を考え、より良い関係性や信頼される施設を目指し、地域に参画していく。

(単年度事業計画)

- #### (1) ご利用者様の個々の状況・状態に応じた施設サービス計画を策定し、P D C A サイクルで計画内容を見直し、改善を図る。
- ア 入所・利用前には、ご利用者様の身体状況、生活歴、家族構成など必要な情報収集するため必ず生活の場（自宅・入院先など）へ訪問しご家族様同席のもと面接を行い、アセスメント様式を作成する。
 - イ 施設生活の実態を把握し、ご利用者様・ご家族様の意見や要望を踏まえ各専門職の意見等をサービス担当者会議にて集約させ、個々の身体機能が維持できる施設サービス計画を立案し、介護サービスを行う。
 - ウ 提供している介護サービスが適正に実施されているか、6ヶ月に1回のモニタリングと年1回の見直しを実施。ご利用者様の身体状況に変化が生じた場合は、早急にサービス担当者会議を開催し施設サービス計画の修正、変更の同意を得る。

(2) 多職種と連携・協働にて身体機能を維持

- ア 月1回の体重・血圧測定を実施する。また、必要となる個人のデータを収集し、それを基に体調管理や栄養管理に努め、個々に必要とする対策を講じる。
- イ 日頃からご利用者様の状態観察に努め、変化がある場合は長生園診療所を受診し、担当医の指示を仰ぐ。必要に応じ協力医療機関への受診を行う。

ウ ご利用者様が急変された場合は、あらゆる可能性（疾患や環境）を疑い、総合的に判断した上で適切な初動対応を行う。

(3) 安心できる生活環境を整備

- ア 初めて利用されるご利用者様（短期入所生活介護含む）が施設生活を過ごすと在宅環境と異なるため、日常動作の際に転倒や転落事故が多く見られる。利用前面接時には生活環境を把握し、必要とする物品の準備と設置により、在宅同様の環境をつくり事故予防に努める。
- イ あらゆる感染予防対策として職員はマスクの着用を義務付け、必要に応じてゴーグルを装着するなど法人マニュアルに従い、共用部にある机や椅子・手すり・トイレなど物品消毒を含め1日2回以上実施する。ご利用者様にも必ず食事前は手指消毒を促し予防を強化する。
- ウ 感染症予防対策委員、事故防止委員、身体拘束及び高齢者虐待防止委員を各フロアで選出し、月1回の委員会を開催する。事故検証を行いながら統一した安全環境を整備するため、6ヶ月に1回は特養部全体会議にて情報共有し、再発防止に努める。
- エ ご利用者様の楽しみ、リフレッシュできる余暇活動を1ヶ月1回、実施する。
- オ 広報誌の発行（年2回）、満足度調査（年1回）を行い、ご利用者様・ご家族様から施設生活に対する要望など情報収集をする。

(4) 職員の資質向上・人材育成

- ア 感染症に対して法人のB C P（事業継続計画）に基づき、流行している感染症を職員間で共有し、必要な対策を講じる。
- イ 防火・防災、緊急災害等に対する意識を高めるため、年2回以上実施される災害訓練に参加し、緊急時に活動できるよう身につける。
- ウ 必須研修である「身体拘束適正化、事故発生防止、虐待防止、安全対策、感染症・災害時」など当法人の研修委員を中心に施設内研修会を年2回以上実施する。また、施設内の研修にとどまらず、施設外研修も積極的に参加を促し、参加しやすい環境を整える。
- エ 日常生活継続支援加算の要件の一つである43名以上の介護福祉士を維持・確保するため、資格習得を啓発し、希望者に対して資格習得支援、受講しやすい環境を整える。
- オ 採用職員には法人研修を行い、1ヶ月間は指導状況等確認シートを作成しながら配属先の指導者と互いに理解を深める。また、採用1ヶ月後は担当相談員と面談を実施し進捗状況の確認を行い、人材の育成に努める。

(5) 短期入所生活介護（ショートステイ）

- ア 85%以上の稼働率を目指し、各部署連携のもと円滑な受入れを行う。
- イ 本来、在宅介護されている介護者の負担軽減を目的としているが、近年、介護者の急病や虐待等により、緊急対応を必要とされるご利用者様が増えている。依頼がある場合は関係する行政機関や担当の介護支援専門員と連携を図り迅速な受入れを行う。

(6) 和みある看取り介護

- ア ご利用者様、ご家族様が安心できる最期、納得できる最期を迎えるため介護職員による寄添う実践的サポート、看護職員による医療的サポートを行うため、看取り研修会を年1回以上開催する。また、施設外研修にも積極的に参加する。
- イ 看取り対応の際は、ご家族様から看取りに対しての思いやご利用者様の主訴を傾聴し、尊敬・尊重した和みある環境をつくる。悔いが残らないよう隨時、ご家族様と連携を図り、安心と満足される看取り介護を提供する。

- ウ 医師、看護師、相談員、介護職員、栄養士など多職種で週1回の会議を実施し、現状の情報共有を図るとともに、ご利用者様の状態に応じた看取り介護を随時変更しながら、ご家族様にも現況報告を行い、より良い関係性のもと基本理念である「和み・尊厳・安心」が提供できる看取り介護・医療に取り組む。

ケアハウス長生園

(基本方針)

法人の理念である「高齢者が和みの中で尊厳をもって安心して生活ができるよう支援する」ことを基本とし、施設のもつ住宅機能、安心機能、福祉機能を活かし、ご利用者様が明るく心豊かな日々を一日でも長く送っていただけるよう援助を行う。

(中長期計画)

(1) ご利用者様の日常生活への支援

要支援・要介護認定を受けたご利用者様を含め、必要に応じた福祉サービス（訪問介護・通所介護・ショートステイ等）を利用し、自立した生活を継続して送っていただけるように支援を行う。

(2) 各関係機関との連携

各関係機関（福祉事務所・社会福祉協議会・居宅介護支援事業所等）と連携を図り、地域の福祉ニーズの把握・情報収集を行い、満床に向け安定した運営が出来るように取り組む。

(単年度事業計画)

(1) ご利用者様の日常生活に対する取り組み

- ア ご利用者様全員と面談を行い、生活環境や状況について率直な意見を確認し、安心した生活が継続できるように支援を行う。
- イ 満足度調査（年1回）を実施、ご利用者様の要望や意見を把握し、安心した生活が送れるように努める。
- ウ 「朝の体操」「ヨガ教室」を継続して行い、ケアハウス内の行事に於いても、誰もが参加しやすい環境を整え、積極的に軽度の運動を取り入れ、基礎体力の向上を図ることを目的として実施する。
- エ 周辺の感染状況を確認した上で、季節を感じていただける外出レクリエーションを実施する。
- オ 日常の生活状況や健康状態の観察を行い、月1回のバイタルチェックを実施する。
- カ 娯楽スペースを利用し、サークル活動や映画鑑賞会を継続して行う。
- キ 「喫茶ひまわり」（月1回以上）を開催し、ご利用者様同士の交流の場を提供する。

(2) 職員の取組

- ア ご利用者様の要望・意向に沿ったサービスの提供を目指し、相談員を中心に個別援助計画の作成と見直しを行い、支援に努める。
- イ 施設内研修に参加し、専門的知識の向上に努め、情報や知識を広く業務に活用し、全体的な業務の改善やサービスの質の向上に向け取り組む。
- ウ 共用スペース及び居室の衛生管理と設備の保守点検を充実し、安心の提供に努める。
- エ ケアハウス職員と訪問介護員との連絡を密にし、情報の共有を日常的に行い、個々のご利用者様に沿った支援を行う。

(3) 感染症・災害対策について

常に最新の情報を収集するとともに、法人のBCP（事業継続計画）やケアハウス施設内のマニュアルに基づき定期的に訓練や研修を実施し、職員が個々に様々な状況に対応できるよう知識を身につけ、ご利用者様が安心して生活が継続できるよう努める。

あんしんサポートハウス長生園

(基本方針)

本法人の基本理念である「和み」「安心」「尊厳」を基本に、安心・快適な住環境を提供するとともに、ご利用者様一人一人の希望・要望に沿った支援に努め、日々生き生きと明るく生活できるよう支援を行う。

(中長期計画)

(1) 安定した運営のための取り組み

関係機関や近隣住民に施設の周知を図り定員の確保に努めるとともに、ご利用者様が長期的に生活できる支援体制を確保する。また、感染症や災害に関する知識・技術の習得に努め、緊急時に的確に対応できる体制を整える。

(2) ご利用者様主体の生活への支援

ご利用者様が自ら選択して参加できる催しを企画するとともに、介護保険事業所やボランティアグループなど近隣の社会資源とも連携を図り、地域との交流を図りながら嗜好に応じた多様なメニューを提示できるよう努める。

(単年度事業計画)

(1) 積極的な受入れと定員の確保・維持に努める。

- ア 近隣の地域包括支援センターや居宅介護支援事業所など関係機関との連携を密にし、定員の確保に努めるとともに、あんしんサポートハウス光華苑やケアハウス長生園との連携を密にする。
- イ 併設の長生園診療所や各種介護保険事業所とも連携を図り、適切な医療や介護など必要な支援が受けられる体制を整え、心身共に安定した状態で長期的に生活できるよう支援を行う。
- ウ 衛生委員会や各種施設内研修に参加し、感染症対策や防災に関する最新の情報を収集するとともに、法人のB C P（事業継続計画）やマニュアルをもとに定期的に訓練を実施し、対応手順や対応方法などの技術の習熟に努める。

(2) ご利用者様の自主性を尊重した生活の支援に努める。

- ア 開設当初は養護老人ホームから継続して入居されるご利用者様が大半であり、養護老人ホームでの生活スタイルから、ご利用者様個々の身体状況・要望に合った生活スタイルに移行できるよう支援を行う。
- イ 季節ごとの行事やサークル活動、外出企画など、ご利用者様同士の交流の場を設けるとともに、自ら選択して参加できる活動の機会を提供する。
- ウ ボランティアグループや各種団体の慰問の受け入れ調整を積極的に行いうとともに、近隣地域の行事などの情報を広く収集し、ご利用者様が地域の一員として幅広く参加できるよう支援する。
- エ 日々コミュニケーションを図るとともに、運営懇談会を毎月、アンケート調査を年1回実施し、ご利用者様の意見や希望・要望の把握に努め、きめ細やかな個別援助計画を作成し支援を行う。

あんしんサポートハウス光華苑

(基本方針)

老人福祉法の理念に基づき、本法人の基本理念である「和み」「尊厳」「安心」を基本とし、居宅であることをふまえつつ、ご利用者様の人権や意向を尊重し、相談、助言、健康の保持増進を図る。趣味、いきがい活動への援助等のサービスを行い、ご利用者様の有する能力に応じた日常生活を営むこと、一人ひとりが明るく心豊かに自立した生活ができるよう支援する。

(中長期計画)

(1) ご利用者様主体の生活への支援

多数のご利用者様が要支援・要介護認定を受けておられ、生活の自立度の格差も大きく、介護サービス（デイサービス、訪問看護、訪問介護、訪問リハビリ等）を利用しつつ出来うる限り自立した生活が継続できるように支援する。

(2) 安定運営のための取組

- ア 各関係機関と連携をとり地域の福祉ニーズの把握、情報の収集を行い、速やかに満室に繋げ、安定運営ができるよう努める。
- イ ご利用者様に理解と協力を得つつ、快適な生活を損なわない範囲で、節電や節水に努める。経費の精査を行い無駄のない健全な運営に努める。

(3) 地域社会に貢献できる開かれた施設作り

各地域の関係団体と意思疎通を行いより良い関係性を構築し、信頼される施設作りを目指す。

(単年度事業計画)

(1) ご利用者様の自主性を尊重した日常生活に対する支援

- ア 運営懇談会（月1回）、給食懇談会（年1回）、満足度調査（年1回）を実施し、ご利用者様の要望・意向を把握する。その意向に沿った個別援助計画を作成し、より良い生活環境の提供となるよう努める。
- イ 居室内にこもりがちにならないよう、朝のラジオ体操の参加への声かけ、ご利用者様の自主性を尊重しつつ活気ある生活ができるようご利用者様の意見を取り入れながら毎日のレクリエーションの充実を図る。
- ウ 季節を体感できるよう季節に応じた作品を制作、施設内の行事を計画に基づいて実行、周辺の感染症流行状況を確認しつつ外出レクリエーションを可能な範囲で立案し実行する。
- エ 健康観察の為の月1回のバイタルチェック、体重測定の継続、定時及び隨時に居室訪問を行ない、日常生活状況・健康状態を観察、異常の早期発見に努め身元引受人・医療機関と連携し速やかに対応する。

(2) 感染症・事故防止・防火・防災対策について

- ア 法人のB C P（事業継続計画）に基づき、あらゆる感染症予防対策を充分に行うと共に、流行している感染症に関する情報収集を行い、隨時対策を講じる。ご利用者様に対し、手洗い・うがい・会話時のマスク着用・地域の実情に応じて外出制限等の感染症対策を繰り返し伝え理解と協力を得る。
- イ 各居室に於いて、ご利用者様の同意の上、定期点検を実施、衛生管理（水周り・トイレ・冷蔵庫内等の食品の賞味期限のチェック等）、コンセント・電気器具等の確認、居室内環境のアドバイスを行い、感染症・事故予防に努める。
- ウ 共有スペースの環境整備、及び設備の保守点検を行い、安心の提供に努める。
- エ 年2回、消防署・法人の連携、協力体制の下、防火・防災・避難訓練を実行する。又、具体的には、夜間想定の訓練を行う等、あらゆる場面でも活動できるよう職員・ご利用者様と共に防災意識を高める。

(3) 職員の取組

- ア ご利用者様個々のニーズを把握し、ケアマネージャー・介護支援事業所・光華苑職員間の情報交換を密に行い、個別援助計画の充実を図り適切な援助が行えるよう努める。

- イ 法人主催の施設内研修や外部の研修に参加し、個々のスキルアップを目指す。職員会議でそれらの情報を共有し、理解を深め、質の向上を図る。
- ウ 光華苑新聞を年1回発行し、ご利用者様の日常が伝えられるようご家族様に送付し、近隣地域や、各関係機関にも配布を行う。

グループホーム幸せの里

(基本方針)

本法人の基本理念である、『和み』『尊厳』『安心』を念頭に、介護保険法に基づき、要介護者であって認知症状態にある者に対して、家庭的で落ち着いた環境の中で生活を送りながら認知症の進行を穏やかにし、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう適切なケアを行う。

(中長期計画)

- (1) 入居を希望されるご利用者様の申し込み確保、並びに介護スタッフの人材確保
 - ア 地域密着型管轄区域内である南丹市の居宅介護支援事業所・担当ケアマネジャーとの連携を図り、当ホームの情報発信を継続して行う。
 - イ 新卒就職希望・途中採用者の減少により、将来の介護スタッフ扱い手不足が慢性化している。法人が展開する福祉科へのアプローチ・就職フェア等への参加などを継続する。
 - ウ 地域密着型施設が果たす役割として、認知症介護の拠点となるよう地域との相互関係を築く。
 - ・地域住民や認知症介護家族の方々等が気軽に立ち寄れる環境（休憩等）を作る。
 - ・近隣施設や社会福祉協議会等との連携を継続し情報交換を行う。
 - ・近隣地域の行事等の情報収集を行い、社会参加へ繋がる基盤の構築を図る。

(単年度事業計画)

- (1) ご利用者様の状態急変・施設を取り巻く環境等の急変、災害などにおける避難等の緊急を要する不測の事態に迅速な対応が行えるように取り組む。
 - ア ホーム内の情報共有の為、定時（月1回）の会議以外にも情報交換を行い、報告・連絡・相談のもと、円滑な業務遂行を図る。また、必要に応じて中間（昼休憩時）に各ユニット間の連携を図り、協力体制を構築する。
 - イ 本館（本部）との連携を隨時図り、緊急時に円滑に対応が行える様に訓練及び情報共有を行う。
 - ウ あらゆる緊急時の対応におけるマニュアルの見直し、共有に努める。
- (2) 職員のスキルアップ並びに様々なハラスメント防止を目指し、サービスの質向上に向けた取り組みを行う。
 - ア 業務会議においてスキルアップを目的とした、定期的な研修を開催し、より良いケアが提供できる学習の機会を設け、ご利用者様の接遇向上並びに、職員の意識改革を行う。また、法人研修にも積極的に参加する。
 - イ ホームが目指す『働く職場』を掲げ、ご利用者様・職員間の良好な関係作り、共に支え合える環境作りに取り組む。
 - ウ 広報の『幸せの里だより』を4ヶ月に1回発行、ご利用者様への聴き取りを隨時・ご家族様への満足度調査アンケートを年に1回、職員の事故や接遇マナーアンケートを実施し、ご利用者様の思いや要望、業務等のニーズの引き出しによる情報発信・業務改善を行う。

(3) 健康管理（感染症対策）への取組

- ア ホーム職員はご利用者様の日常の観察や身体状況の把握、定期的なバイタル測定を行い異常の早期発見・適切な対応に努める。また感染症予防対策として手洗いうがいの啓発を実施する。
- イ 法人内診療所、協力医療機関と連携とともに各専門職との協働のもと、必要とされる医療が適切かつ迅速に提供出来るように努める。
- ウ 職員の健康管理・ストレス緩和について、必要時には法人内診療所と連携を図り、心身ともに健康体で勤務が行える様に管理者が相談窓口としての機能を果たす。

(4) 地域社会との交流を深め、日常生活の活性化に繋げる

- ア 感染症対策を実施し、フローラレンジメント（2ヶ月に1回）・地域行事への参加を再開し、地域の様々な社会資源であるボランティアについて情報収集する。
- イ 社会資源を有効に活用し、社会参加への足掛かりとなる取組みを実施する。
- ウ 日常生活の活性化について、ホーム敷地内（周辺含む）にくつろげるスペースを設け、気分転換が図れる環境整備を行う。

デイサービスセンター長生園

（基本方針）

法人の基本理念である「和み」「尊厳」「安心」を、多様なニーズを有する在宅の要介護高齢者やその家族に実現し、住み慣れた地域での暮らしを支援することを基本方針として令和7年度の事業・取組を実施する。

（重点課題）

（1）家庭介護を支えるチームの一員としてのデイサービス

- ア デイサービスはご利用者様の状態から介護状況や生活状況を察知し、ケアマネージャーや地域包括支援センター、医療機関等、関係機関と情報を共有し連携する事で、在宅介護を支援する。
- イ ご家族様との連絡を密にするため連絡帳記録と送迎時に関わる機会を持ち、よりきめ細やかなサービスを提供し信頼関係の構築に努める。
- ウ 日曜日のご利用、ご家族様送迎での延長利用も含め、突発的な利用依頼にも可能な限り柔軟に対応する。
- エ 感染症や災害により事業を休止することのないよう、BCP（事業継続計画）や各種対応マニュアルに基づき対策を徹底して行う。

（2）地域との交流活性化・生活意欲の向上

- ア 地域の行事への参加、野外での喫茶や近隣への買い物、園内行事への参加など外の空氣にふれてもらい、ご利用者様同士の交流の場を提供する。あらたに地域の様々な社会資源であるボランティアや各種団体の受け入れを積極的に行う。
- イ 各ご利用者様の生活環境に応じたリハビリや生活リハビリを行い、ご利用者様が楽しみを持ち、意欲的な生活を送れるサービスを提供する。

（3）サービスの質やサービス提供体制を担保する取組

- ア 事故防止・身体拘束廃止・感染症予防等について各担当委員を定め、施設の各種委員会の情報を参考に毎月の業務会議で状況を報告・検討する。
- イ 定期的なケアカンファレンスを通じた多職種協働による個別通所介護計画の策定や、接遇介護技術等に関する内外の研修に参加することでサービスの質の向上を図る。

- ウ サービス担当者会議やご利用者様（ご家族様）満足度調査、受け付けた苦情などから要望を把握し、運営推進会議での意見を参考によりきめ細やかなサービスの提供に努める。今年度も調査を実施し、広報誌「にこにこ通信」の発行によって情報を公開する。
- エ 南丹市地域ケア会議、なんたん通所サービス部会や南丹圏域地域リハビリテーション支援センター主催のステップアップ研修などに参加し、地域のニーズや運営に係る情報を得て、事業所としてのスキルアップを図る。実地指導や第三者評価で受けたアドバイスを活かし検討を図る。
- オ 介護報酬の改定に準じて安定した運営を行うため、必要な職種と人材の確保に努める。

(中長期計画)

地域密着型事業所が果たす役割として、地域社会との濃密なかかわりの機会を提供し、ご利用者様に個々の楽しみや生きがいになるサービスを提供することで、社会的孤立感の解消や生活意欲の向上に繋がるサービスを提供する。

長生園第2デイサービスセンター

(基本方針)

法人の基本理念である「和み」・「尊厳」・「安心」を、多様なニーズを有する在宅の要介護高齢者やその家族に実現し、住み慣れた地域での暮らしを支援することを基本方針として令和7年度の事業・取り組みを実施する。

(重点課題)

(1) 家庭介護を支えるチームの一員としてのデイサービス

- ア デイサービスはご利用者様の状態から生活状況や介護状況を察知し、ケアマネージャーや地域包括支援センター、医療機関等、関係機関と連携する事で在宅介護を支援する。
- イ 連絡帳記録などを活用してご家族様と積極的にコミュニケーションを図り、情報交換・情報共有に努めると共に、信頼関係の構築を図る。
- ウ ご家族様送迎での延長利用など、突発的な利用依頼にも可能な限り柔軟な受け入れに対応を行う。
- エ 感染症や災害により事業を休止することのないよう、BCP（事業継続計画）や各種対応マニュアルに基づき、必要な対策を徹底して行う。

(2) 地域との交流活性化・生活意識の向上

- ア 喫茶室を日常的な交流の場として活用し、定期的に地域住民の方が利用できる喫茶を実施するとともに、介護相談や体操教室などを開催し、地域交流の活性化を図る。
- イ ヨガ教室や喫茶室での編み物・絵手紙サークルなどを実施し、生活リハビリの一環と共に、ご利用者様の楽しみや生きがいとなるサービスを提供する。
- ウ 感染症対策を万全に行い、夏祭りや避難訓練を地域の行事の一つとして、ご利用者様・地域住民と協働する。
- エ 第2デイ広報誌「にじいろ通信」を年2回発刊し、地域住民にも運営状況を広報する。

(3) サービスの質を向上させる取組

- ア 毎月業務会議を開催し、状況を報告・検討する。また適宜ケアカンファレンスを行い、多職種協働による個別通所介護計画を策定する。

- イ 内外の研修に積極的に参加することで介護技術等、サービスの質の向上を図る。また、南丹市地域ケア会議、なんたん通所サービス部会などに参加し地域のニーズや運営に係る情報を得て、事業所としてのスキルアップを図る。
- ウ 介護報酬の改定に準じて安定した運営を行うため、必要な職種と人材の確保に努める。
- エ 「満足度調査」を年1回実施し、ご利用者様とご家族様からのニーズの把握とサービスの向上に活かす。
- オ 第三者評価で受けたアドバイスをサービスの向上に活かす。

(中長期計画)

地域住民が参加するデイサービス

第2デイサービスの特色である喫茶室を「地域の喫茶店」として開店し、住民が運営できるように関係機関と整備・調整を進める。

ヘルパーステーション長生園

(基本方針)

長生園は法人の基本理念である『和み・尊厳・安心』や、ホームヘルパーの倫理綱領に基づき、安心して心豊かに暮らしたいというご利用者様の願いに応えられるようヘルパーステーション開設以来事業を推進してきた。今後ともご利用者様の自立支援を行うことを基本方針として、ご利用者様の心身の状態や能力に応じた日常生活が送れるよう、サービスを提供する。

(中長期計画)

(1) サービスの質の向上・改善

ご利用者様の日常的な状態を把握し、居宅介護支援事業所等との連携を密にし、ご利用者様が出来ることを維持・継続し自立支援に向けたサービスの提供に努める。

(2) 援助体制の充実

- ア ご利用者様の急激な身体状態や要望の変化にも柔軟な対応が出来るように、サービス提供時間の変更・拡大など担当責任者を中心に検討し取り組む。
- イ 新たに開設されるあんしんサポートハウス長生園へのサービス提供も必要であり、限られた人員でもご利用者様の希望に沿ったサービスを提供できるよう、業務の効率化に努める。

(単年度事業計画)

(1) サービスの質の向上・改善

- ア 各担当介護支援専門員と日々情報の共有に努めるとともに、年1回満足度調査を実施しご利用者様の意見や要望を直接確認し、より良いサービスの提供に努める。
- イ 施設内研修に参加し、専門的知識の向上に努め、全体的な業務の改善やサービスの質の向上に向けて取り組む。また事業所内に於いて、月1回研修を実施する。

(2) 職員の取組

- ア 自主点検表にて関係法令等に沿って事業が実施できているか確認するとともに、自己評価シートを活用し、年3回事業計画に沿った援助が実施できているか確認する。
- イ 訪問介護計画書をもとに、ご利用者様が自立した生活が送れるよう最善の援助を提供するとともに、サービス計画については毎月事業所内で提供内容を確認するとともに、6ヶ月毎にモニタリングと見直しを実施する。

(3) 感染予防対策について

法人のB C P（事業継続計画）に基づき、感染予防対策を十分に行うと共に、感染症流行状況の把握に努め、発症時には速やかに対応が出来る取り組みを行う。

長生園診療所

(基本方針)

社会福祉法人長生園診療所は医療処遇の必要不可欠な拠点として、施設入所高齢者を中心としたご利用者様の心身の安定のため、医療面からの支援を行ってきた。2025年度においても当法人の基本方針を踏まえ、保健指導や疾病予防、新型コロナウイルス感染症対策に取り組み、重症老人や虚弱老人の方々の生活を支え、ご利用者様に効率的かつ質の高い医療が提供されるよう努めていくため、次のように事業を実施する。

(事業計画)

- ア ご利用者様により良い医療・看護・介護サービスが提供できるよう、ご家族様の意向を積極的に把握することに努める。
- イ 施設内の感染症予防に積極的に取り組むと共に、発症者の重篤化を防ぐため、個別にきめ細やかな治療・看護・介護に努める。
- ウ 新型コロナウイルス発生時に備え、必要物品の備蓄、感染予防対策継続強化に努める。新型コロナウイルス発生時、協力医療機関である京都中部総合医療センターのICTと連携を図るとともに、感染症に対する知識をより深め、感染症対策の統一化を図り、クラスター発生時にも早期終息に向かえるように努力する。また、感染拡大防止に努めると共に、南丹保健所とも連絡を密にし、クラスター発生時は迅速に連絡、報告ができる体制を整える。
- エ 介護現場職員との連携を一層密にし、食事、排泄、睡眠等ご利用者様個々の状況を把握し、健康管理の質を高めるとともに、個別の支援方策に反映させるため、健康状態の共有化を図る。また、日常の生活や健康上の悩み等の話を聞き、意欲を高め心身の安定が図れるよう相談活動に努める。
- オ 診療所長の指導の下に慢性疾患の悪化予防と適宜保健指導に当たるとともに、ご利用者様の疾病的早期発見・治療に努める。また、高齢者に多い脱水・尿路感染症・肺炎・排便障害等の予防に努める。通入院については、協力病院と十分な連携を保ち個別援助を行う。
- カ 内科・整形外科・精神科・緩和医療の医師を配置した現体制の確保を図るとともに、ご利用者様の診察治療や入退院、リハビリテーション等の継続的で適切な医療が提供されるよう協力病院（京都中部総合医療センター・明治国際医療大学附属病院・京丹波町病院・西田医院・もみじヶ丘病院・清仁会シミズ病院・長岡ヘルスケアセンター・嶋村歯科診療所及び大町歯科医院）に御協力いただき連携体制をより一層強化する。状態急変時のご利用者様に対しては、救急車にての病院搬送が迅速にできる体制を整える。
- キ 協力病院である京都中部総合医療センターより褥瘡指導認定看護師の指導をいただき、診療所長を中心に、看護師・介護職員が知識を身につけ褥瘡の予防・悪化の防止に努める。褥瘡悪化の可能性のある場合は、早急に京都中部総合医療センターの褥瘡外来を受診し、早期治癒に向けて、継続治療を行い、必要な場合は入院対応も考慮する。
- ク 協力病院である嶋村歯科診療所との連携を密にし、移動が困難なご利用者様の歯科治療をさらに積極的に進め、また、京都中部総合医療センターの指導による口腔ケアの充実を目指す。
- ケ ご利用者様の重篤化に対応し、看護の過大負荷を防ぐため、引き続き看護師の人員の安定確保に努める。

- コ 終末期のご利用者様に対し適切な緩和医療・緩和ケアを行い、年2回の園内での看取り研修を行い知識を深め、より良い看取りができるよう体制を整える。ご家族様とご利用者様の意向をふまえ、スタッフ全員で、その人らしい終末が迎えられる様に援助を行う。
- サ 看護業務に必要な物品、機械については、点検整備を計画的に行い、業務に支障が無いよう管理する。

長生園居宅介護支援事業所

(基本方針)

長生園居宅介護支援事業所は、法人の基本理念及び介護保険法の趣旨に従い、公正中立の立場からご利用者様とそのご家族様が安心して、住み慣れた自宅で日常生活を営むことができるよう配慮して支援する。

(単年度事業計画)

(1) 特定事業所加算の取得維持

- ア ご利用者様に関する情報、サービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を週1回開催する。
- イ 地域包括支援センターなどの関係機関と連携を図り、様々な支援困難ケースにも対応できる体制を整えるとともに、高齢者支援以外にも様々な研修に参加し知識の習得に努める。
- ウ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」の協力体制を確保し受け入れ、介護支援専門員の育成に協力する。
- エ 他法人の居宅介護支援事業所と共同し、事例検討会、研修会を開催する。

(2) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントへの協力

各地域包括支援センターからの業務委託を受け、要支援から関わりを持ち、要介護状態になっても、引き続き支援を継続できるようにしていく。

(3) 医療機関との連携

- ア ご利用者様が入院された場合は速やかに医療機関に情報提供を行い、入院時より連携を図っていく。
- イ 退院後スムーズに在宅生活に移行できるよう、退院前カンファレンスに積極的に参加し、情報収集を行う。

(4) ご利用者様のニーズに応じたケアマネジメントの実施

- ア 計画作成にあたっては、課題分析を踏まえ、ご利用者様のニーズに応じたサービスを提案し、ケアプランを作成する。サービス事業所の選択については、自法人のみならず、地域の社会資源・サービスの情報を提供し、常にご利用者様の立場に立ち、公正、中立に行うものとする。
- イ 地域包括支援センター、医療機関、介護老人保健施設等の担当者と連携を密にし、積極的に受け入れを行い、新規利用者の確保に努める。
- ウ ケアマネ連絡会や事例検討会、研修会等へ積極的に参加し、地域で生活されているご利用者様の多種多様なニーズに応えられるよう、ケアマネジメント力の向上を目指す。また、地域包括支援センターや他の居宅介護支援事業所とのネットワークを構築し、意見や助言を求め、事業所としてのスキルアップを図る。

(中長期計画)

地域拠点となる居宅介護支援事業所の開設

南丹市の高齢化地区である埴生、胡麻地区に居宅介護支援事業所の開設を目指し、広く南丹市の地域に密着した在宅介護支援を目指す。

栄養調理課

(基本方針)

食事から健康面に配慮し穏やかに過していただけるよう多職種と連携し環境整備を図る。業務内容の見直しを図りながらより専門性の高い食事内容を追求し、本年度より新しい取り組みとして給食業務を直営方式に切り替え日々の食事を提供する。

(事業計画)

- ア 施設管理栄養士を中心に月初めに給食検討委員会を行い、各部署・フロアの代表が給食委員を担い連携強化を図る。また、本年度より給食業務の直営方式に切り替えるにあたり広く意見を求める。
- イ ご利用者様との意見交換会を開き食事に対する思いをより多く聞ける場を設け対応していく。給食アンケートを取り食事の満足度についても把握していく。
- ウ 栄養ケアマネジメントについて日々研鑽しながら改善した点や新たな課題をサービス担当者会議で評価し状態の変化を多職種と検討し栄養面からサポートを図る。一人一人の食事に対する思いや要望、体調面に配慮し対応を図る。また、介護報酬の中で栄養業務の拡充が図れるか日々情報を取り入れる。
- エ 入院された方に対して退院時によりよい環境で受け入れが出来るよう、協力医療機関（京都中部総合医療センター）の担当栄養士と連携を図る。南丹保健所管内において病院・施設間栄養管連携の手引き（栄養情報提供書等）を継続して活用し栄養情報の履歴を移動先に伝える事で安心・安全な支援につなげる。今年度も南丹保健所管内栄養士連絡協議会とも連携を図り、在宅支援についての取り組みに積極的に参加を図り、在宅療養者のニーズ等を把握しながら在宅療養者栄養管理支援事業を通じて栄養サポートを図る。
- オ 調理職員の知識、技術の向上を図るために、調理職員も厨房内や施設内での研修に出席し自己研鑽を図る。給食委員会や意見交換会で得られた事柄をどうしたら業務や献立に反映できるか日々検討を図る。新たな感染症対策についても理解を深め感染予防に努める。
- カ 安全に給食業務が遂行できるよう給食棟の環境整備を行う。災害時等に必要な備蓄の管理を行いより適した物品に更新し備え、非常事態には多職種で連携を図る。